総合特別区域の進捗に係る事後評価［観光分野］

平成28年度

正

準

九州アジア観光アイランド総合特区［指定：平成25年2月、認定：平成25年6月］

正：平成28年3月末までに計画が認定された地区／準：平成28年3月末時点では計画が認定されていない地区

Ⅰ 目標に向けた取組の進捗に関する評価

ｉ）＋ⅱ）の平均値　（4.7＋4.7）／2＝4.7　**4.7**

ｉ）取組の進捗

目標値に対する実績に基づく進捗度（当年度実績）

番号	評価指標	進捗度	評点
1	アジアを中心とした九州への入国外国人数	197%	5
2	九州における年間観光消費額	81%	4
3	九州への外国クルーズ客船の延べ寄港数・延べ寄港者数	357%	5

評価指標毎の進捗の評価の平均値　（5×2＋4×1＋3×0＋2×0＋1×0）／3＝4.7　**4.7**

・1つの評価指標に複数の数値目標がある場合は、各数値目標の評価を寄与度に応じて加重平均する。
（例）評価指標1について、a、b、cという3つの数値目標があり、各数値目標の評点・寄与度がa：5・20%、b：4・10%、c：3・70%の場合、5×0.2＋4×0.1＋3×0.7＝3.5で、四捨五入して評価指標1の評価は「4」となる。

■ 地方公共団体による特記事項

※外部要因による数値への大幅な影響等があれば記載

ⅱ）取組の方向性に対する評価

専門家による評価の平均値　**4.7**

Ⅱ 支援措置の活用と地域独自の取組の状況に関する評価

ｉ）、ⅱ）、ⅲ）の平均値　（4.3＋3.5）／2＝3.9　**3.9**

ｉ） 規制の特例措置を活用した事業等の評価

■規制の特例措置を活用した事業の実績及び評価
（事項）
・地域活性化総合特別区域通訳案内士育成等事業（観光B001）
（概要）
・中国語、韓国語、タイ語について、福岡県60名、長崎県20名、熊本県20名、大分県20名、4県で合計120名を募集した。
・全体で240名の応募があり、事前審査の結果、福岡県60名、長崎県19名、熊本県14名、大分県19名、4県で合計112名が受講した。
・九州7県で行った試験では、131名が受験し、32名（中国語24名、韓国語7名、タイ語1名）が合格した。
・また、特区ガイドの活用促進を図るため、スキルアップセミナーやマッチング会を開催し本取組を強化した。
（規制所管府省（国土交通省観光庁）の評価（特記事項））
・特例措置の効果が認められる
地方部における通訳ガイドが不足している状況において、特区通訳案内制度の導入により、多くの地域で質の高い地域通訳ガイドが認定されており、特例措置の効果が認められる。本特例措置は、改正通訳案内士法（公布日（平成29年6月2日）から9ヶ月以内で政令で定める日に施行）により、地域通訳案内士制度として全国展開が図られることになるが、今後も、引き続き、地域における通訳ガイドの質と量の確保を図り、訪日外国人旅行者の多様なニーズに的確に対応していく必要がある。

専門家による評価の平均値　**4.3**

ⅱ）財政・税制・金融支援の活用実績の評価

専門家による評価の平均値 ー

ⅲ）地域独自の取組の状況の評価

専門家による評価の平均値 3.5

Ⅲ 取組全体にわたる事業の進捗と政策課題の解決に関する評価

（専門家所見（主なもの））

4.0

・現場で感じた課題から事業を立案し、着実に積み重ねた成果がうかがえ、高い評価に値する。特にクルーズ誘致は大きな成果が表れている。

・高単価・高付加価値観光宿泊商品の開発促進、育成・登録した特区ガイドの活動の場増大へ向けたさらなる工夫等、九州ならではの観光コンテンツの編集を急ぎ、訪日観光客のリピーター対策に向けた、持続的に経済効果を生む戦略が求められる。

・本事業の中心である特区ガイドの育成は、評価指標とはほとんど関係がないので、多言語対応可能な通訳案内士群の存在を九州観光の「価値」として内外へ広く発信・訴求していくことが必要である。本事業の成果を適切に評価できる指標を再設定されたい。

専門家による評価（専門家の総合的な所見）の平均値 4.0

総合評価

Ⅰ、Ⅱ及びⅢを1：1：2の比率で計算 (4.7＋3.9＋4.0×2)／4＝4.2

4.2

（注）評価に係る評点及び表記の考え方については以下のとおり。
・評価は5～1（評点）で行う。
・進捗度は、100%以上を5、80%以上100%未満を4、60%以上80%未満を3、40%以上60%未満を2、40%未満を1とする。
・進捗度以外の評価項目における評点は、5：著しく優れている、4：十分に優れている、3：適当である、2：適当であると認めるには不十分である、1：適当であると認められないとする。